

茨城町通学路安全プログラム

令和8年3月

茨城町通学路安全対策会議

1. プログラム策定の目的

平成 24 年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成 24 年 8 月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し「茨城町通学路安全プログラム」を策定いたしました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関と連携して、児童生徒が安全に通学できるよう通学路の安全確保を図ってまいります。

2. 通学路安全対策会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全対策会議」を設置します。

- ・ 茨城町教育委員会学校教育課
- ・ 茨城町都市建設部道路建設課
- ・ 国土交通省常陸河川国道事務所
- ・ 水戸警察署
- ・ 茨城町立小中学校
- ・ 茨城町町長公室地域政策課
- ・ 茨城県水戸土木事務所
- ・ 茨城町地区交番

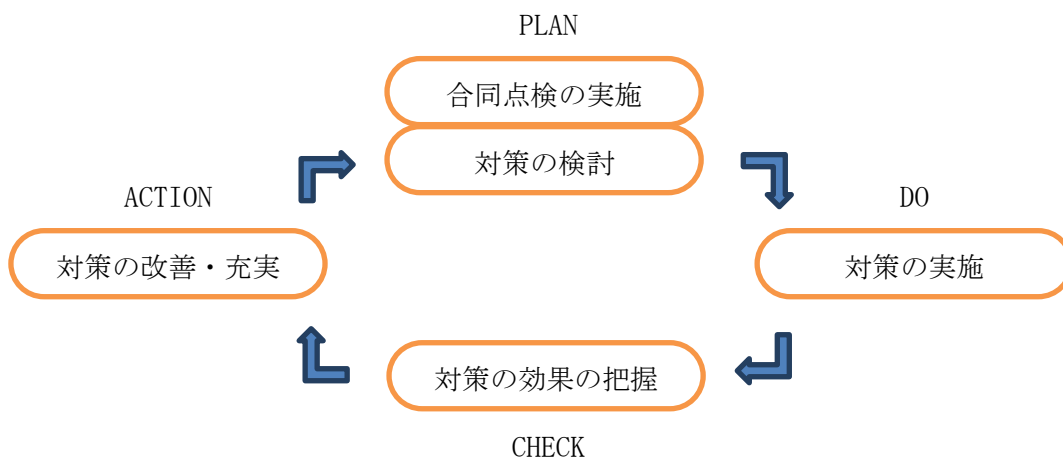
3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を実施するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組を PDCA サイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

【通学路安全対策のための PDCA サイクル】



(2) 点検の時期等

○ 合同点検の実施時期

実施の時期は、従来の通学路からの変更や、新規の通学路の設定等、新たな危険箇所の把握が必要な場合に行うこととします。

○ 定期点検の実施時期

町内の各学校単位で、毎年1回以上定める時期に行います。

(3) 対策の検討

合同点検及び定期点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに必要なハード対策やソフト対策を必要箇所の現状に応じて具体的なメニューを検討します。

(4) 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

○ 点検の結果に基づく対策実施後の箇所について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒が安全になったと感じているのか等、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果の把握を実施します。

(6) 対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検及び定期点検の効果把握を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4. 箇所図、箇所一覧表の公表

各学校毎の点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために小中学校毎の「対策一覧表」及び対策箇所を作成し公表します。

5. 整備路線及び箇所

別紙のとおり